

各 位

2015年3月6日

ダイビル株式会社

ダイビル本館設置・彫刻「鷺と少女の像」が、大阪市指定有形文化財に指定

このたび、当社の所有する「鷺と少女の像」（1925年 大国貞蔵作／ダイビル本館設置）が、本日付で大阪市指定有形文化財「近代大阪を彩る都市芸術（彫刻）」に指定されました。

「大阪市指定有形文化財」は、1999年度（平成11年）から「大阪市文化財保護条例」の規定に基づき、大阪市教育委員会が毎年大阪の歴史と文化を物語る重要な文化財を指定するものであります。これらの文化財を大切に守り、市民の文化の向上に活かすとともに、未来へ確実に伝えていくことを目的としているものです。審査・選考した大阪市文化財保護審議会の選定理由は以下の通りです。

旧ダイビルの建築は近代建築史上重要な価値を有するものであり、大阪の中心部中之島西部の景観の中樞を成すのみならず、商都大阪を象徴する建物といえる。この建物の玄関上部に置かれた「鷺と少女の像」は、大国貞蔵の代表作のひとつとしてその芸術性は高く評価されている。旧ダイビルを象徴する像として、建物の竣工時以降、長く市民に親しまれてきたものである。

当社は、大阪市指定有形文化財の指定を受けた意義を十分に認識し、将来にわたり管理・保存に努めてまいります。

（参考）大阪市・ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kyoiku/0000301044.html>

■鷺と少女の像

大阪市指定有形文化財「近代大阪を彩る都市芸術（彫刻）」

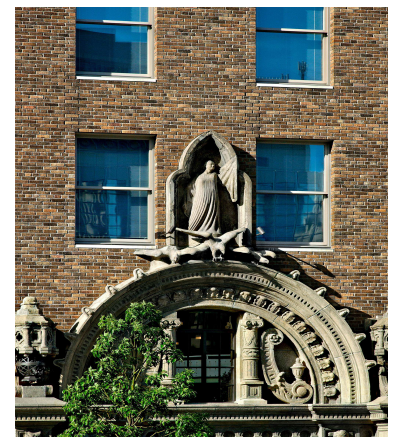
所在地：大阪市北区中之島3-6-32 ダイビル本館

制作者：大国貞蔵、大阪生まれ。大正5年東京美術学校彫刻科卒。

完成時期：1925年（大正14年）

像 高：279 cm

※ダイビル本館（2013年2月竣工）は、煉瓦と石彫刻が特徴的だった旧ダイビル本館竣工当時の意匠を復元しました。本彫刻も周囲の装飾と同様に旧状のとおり設置しました。



以 上

【お問合せ先】ダイビル株式会社 広報室（担当：鈴木） TEL：06-7506-9516